地域福祉計画策定事業

健康福祉部福祉総務課(電話:457-2326)

1 目的

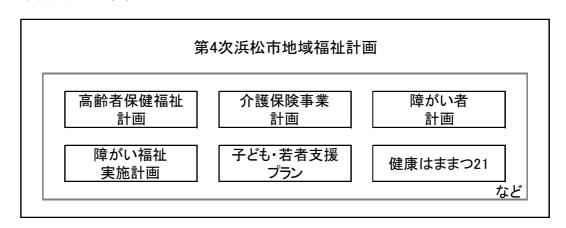
年齢や障害の有無などに関わりなく、誰もが住みなれた地域で自立し安心・安全に暮らせる地域社会づくりに向け、住民、福祉サービス事業者、ボランティアなど様々な福祉活動の担い手、行政などが連携・協力して取り組む活動の指針となる次期地域福祉計画を策定する。

2 背景

- ・社会福祉法の一部改正(平成30年4月1日施行)により、市町村地域福祉計画の策定が任意 とされていたものが努力義務化とされるとともに、策定に際して、福祉の各分野における共 通的な事項を横断的に記載する「上位計画」として位置づけられた。
- ・現在の第3次地域福祉計画が平成30年度末で終期を迎える。
- ・第 4 次計画は、他の福祉分野と共通して取り組むべき事項や市町村の努力義務となった包括 的な支援体制の整備についての事項等を盛り込み、他の計画の上位計画として策定する。

3 事業内容

- (1) 計画概要
 - · 計画名称 第 4 次浜松市地域福祉計画
 - ・期 間 平成31年度から平成35年度(5年間)
 - ・内 容 住民、福祉サービス事業者、ボランティアなど様々な福祉活動の担い手、行政 などが連携・協力して取り組む活動等。
- (2) 地域福祉計画の位置付け



4 事業費 5,157 千円

- ·委託料 4,372 千円(計画策定支援業務委託費)
- ・その他 785 千円(市民意向調査アンケート郵便料、計画冊子用紙代など)

〈新規〉成年後見制度利用促進事業

健康福祉部福祉総務課(電話:457-2326)

1 目的

司法や社会福祉の専門職団体など関係機関と連携して、浜松市における成年後見制度の利用を促進し、認知症高齢者や障害者等の権利を擁護する。

2 背景

平成 28 年 4 月に成年後見制度利用促進法が成立し、市町村には、国が示した成年後見制度利用促進計画を勘案した基本計画の策定や合議制の機関の設置など、成年後見制度の利用促進に関する取り組みが努力義務とされた。

3 事業内容

- (1) 専門職相談会
 - ・市民及び支援機関職員を対象とした成年後見制度利用に関する専門職相談の開催。
 - ・個別相談の場として、市民や支援者へ制度利用に必要な情報提供等を実施。
- (2) 利用促進のための講演会 (一般市民及び地域包括支援センター等関係機関職員)
 - ・市民向け、関係機関向けの講演会を開催し、対象者ごとに成年後見制度に関する正しい内容の理解を促進。
- (3) 関係機関との連絡調整
 - ・専門職相談会開催のための関係機関との調整、講演会・相談会の企画立案と準備。
 - ・成年後見制度に関する行政、関係機関との連絡調整。
- (4) 成年後見制度利用促進連絡会
 - ・成年後見制度利用促進の市の方針検討のため、専門職団体から意見聴取。
- 4 事業費 4,057 千円 (財源:国 158 千円)

※地域福祉活動推進事業 5,181 千円の一部

- ·委託料 3,777 千円 (成年後見制度利用促進事業委託費)
- ・その他 280 千円 (成年後見制度利用促進連絡会委員謝礼など)

コミュニティソーシャルワーカー配置支援事業

健康福祉部福祉総務課(電話:457-2326)

1 目的

地区社会福祉協議会の活動支援や多機関との連携による包括的支援により、地域の様々な福祉 課題を解決につなげる体制づくりのため、(福)浜松市社会福祉協議会が実施するコミュニティ ソーシャルワーカー (CSW) 配置事業に対して負担金を交付する。

2 背景

- ・高齢化・核家族化や地域とのつながりの希薄化が進み、社会的孤立や各種福祉施策の制度の 狭間にある人への支援が地域社会の大きな課題となっている。
- ・平成27年度に(福)浜松市社会福祉協議会へ委託し、モデル事業として2名を配置。
- ・平成28年度から(福)浜松市社会福祉協議会が実施主体となり、計画的に配置を推進。

3 事業内容

平成30年度は2人増員し、計10人の配置を支援することで次の事業を実施する。

- (1) 多機関との協働による包括的支援体制における連絡調整。
- (2) 各種福祉施策の制度の狭間にある要支援者への対応。
- (3) 要支援者に対する見守り・発見・つなぎのネットワークづくり。
- (4) 地区社会福祉協議会を中心とした地域への働きかけと活動支援。
- (5) 住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり。

4 配置数

- ・CSW の配置は、第3次浜松市地域福祉計画(平成26年度から30年度)において、(福)浜松市社会福祉協議会が担うものと位置付け
- ・平成31年度以降の配置計画数は、次期浜松市地域福祉計画の策定において検討

	Н27	H28	H29	Н30
配置数	2 人	2 人	4 人	2 人
総配置数	2 人	4 人	8人	10 人

5 事業費 68,713 千円 (財源:国 10,000 千円)

・負担金補助及び交付金 68,713 千円(コミュニティソーシャルワーカー配置支援事業負担金)

〈新規〉基幹相談支援等事業

健康福祉部障害保健福祉課(電話:457-2034)

1 目的

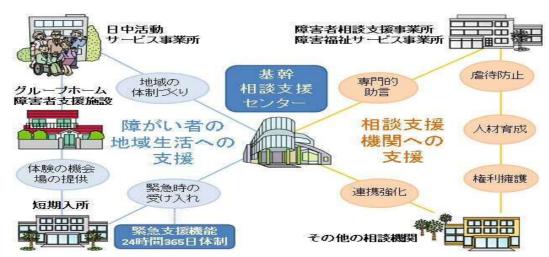
障害者の専門的な相談支援体制を整えるとともに、地域生活支援拠点事業により障害者の地域 生活や緊急時対応を支援する。

2 背景

障害の重度化・重複化や障害者、家族の高齢化などにより相談内容が多様化・困難化する中、 障害者が「親なき後」も安心して地域で生活できる体制づくりが求められている。

3 事業内容

- (1) 基幹相談支援センター事業 (平成30年4月、鴨江分庁舎1階にて開設)
 - ・地域の相談支援機関への専門的な助言(身体、知的、精神及び発達に障害のある児者に対応)。
 - ・障害者相談支援事業者の人材育成、相談機関との連携強化、権利擁護・虐待の防止 など
- (2) 地域生活支援拠点事業
 - ・ 将来を見据えた地域生活(ひとり暮らし、グループホームなど)への体験や移行支援。
 - ・緊急時における短期入所などへの迅速な受入れ(24時間365日体制の緊急支援機能)。
 - ・地域での生活を支援する様々な社会資源による連携体制の構築、専門的人材の育成など



(3) 受託法人

浜松市障がい者基幹相談支援センター共同運営協議会(市内 5 法人による共同企業体) 運営法人(福)小羊学園、(医)好生会、(医)至空会、(福)天竜厚生会、(福)聖隷福祉事業団

- 4 事業費 39,284 千円 (財源:国 11,695 千円、県 6,596 千円)
 - ※相談支援事業 180, 281 千円の一部
 - ·委託料 39,076 千円 (基幹相談支援等業務委託費)
 - ・その他 208 千円 (駐車場賃借料)

5 債務負担行為

- 事 項 基幹相談支援等業務委託費
- 期間 平成29年度から平成32年度まで
- ・限度額 118,314 千円

重度障害者 (児) 医療費助成事業

健康福祉部障害保健福祉課(電話:457-2212)

1 目的

重度の障害のある人の病院などでの診療に対する保険診療分医療費及び薬剤費の支援により 経済的負担を軽減する。また、給付方式を見直し、利用者の窓口負担を軽減する一方で、所得制 限適用拡大、入院医療費自己負担金の見直しを行う。

2 背景

現在の重度心身障害者医療費助成制度は、受給者が受診時に一旦、医療保険制度に基づく一部 負担金を全額支払い、原則3か月後に市から助成金を振り込む方式(自動償還払方式)。

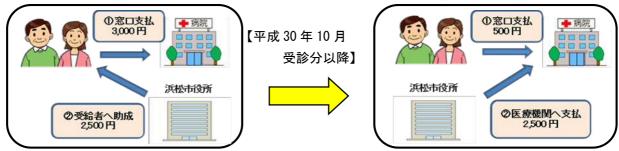
3 事業内容

(1) 対象者

身体障害者手帳所持者(1~3級)、療育手帳所持者(A、B1)、精神障害者保健福祉手帳所持者(1級)、特別児童扶養手当対象児(1~2級)

(2) 平成30年10月医療機関受診分からの見直し内容

ア 現物給付方式の導入 (例:医療機関窓口での一部負担金が3,000円のケース)



- ※静岡県内かつ浜松市外の医療機関は自動償環払方式から変更なし。
- イ 所得制限の対象者の拡大 (障がいの種別・等級にかかわらず所得制限を適用) 所得制限内容の目安 (特別障害者手当の所得制限を準用。下記は給与収入のケース。)
 - ①第1条件 受給者本人の収入

扶養親族が0人 収入5,180千円 ~ 扶養親族が4人 収入7,027千円

- ②第2条件 受給者の生計を維持する配偶者または扶養義務者の収入 扶養親族が0人 収入8,319千円 ~ 扶養親族が4人 収入9,306千円 ※上記①、②の条件うち、どちらか1つでも満たさない年度は助成対象外。
- ウ 入院医療費自己負担金の見直し
 - 1 医療機関 500 円/月→500 円/日 (上限 5,000 円・最大 10 日)
 - ※満20歳未満の受給者の入院医療費自己負担金は1医療機関500円/月に据え置き。
 - ※通院医療費自己負担金は1医療機関500円/月 変更なし。

4 事業費 1,894,373 千円

- ※重度障害者医療費助成事業 1,807,951 千円及び重度障害児医療費助成事業 86,422 千円の合計
- · 扶助費 1,805,199 千円 (医療費助成)
- その他89,174千円(支払事務に伴う委託費、システム改修など)

障害者施設整備費助成事業

健康福祉部障害保健福祉課(電話:457-2034)

1 目的

社会福祉の増進を図るため、社会福祉法人等が行う社会福祉施設等の施設整備に対し支援する。

2 背景

生活の場を施設から地域へ移行する国の方針や、在宅で支援する介護者の高齢化による介護 力の低下に伴い、住まいの場へのニーズが増大している。

3 事業内容

- ・グループホーム創設への助成 グループホームとは、地域の共同生活の場において、相談や日常生活上の援助、入浴、排せつ、 食事の介護等を提供する施設。
- ・補助単価 1 施設あたり上限額 22,000 千円
- ・整備数 2 施設(創設 2 施設、定員 26 人)

事業者	施設名称	建物構造	延床 面積 (㎡)	予定地	開所予定	定員 (人)	補助金額 (千円)
(福) 菊水光明会	(仮)グループ ホーム光明	木造 平屋建 1棟	317. 78	西区 神ヶ谷町	平成31年4月	6	22, 000
(福)和光会	(仮)グループ ホームあさぎり	木造 2階建 2棟	404. 1	西区 庄和町	平成31年4月	20	22, 000
合計						26	44,000

4 事業費 44,000 千円 (財源:国 29,332 千円)

・負担金補助及び交付金 44,000 千円 (グループホーム整備に対する補助金)

5 市内の整備状況(平成30年1月1日)

区分	中区	東区	西区	南区	北区	浜北区	天竜区	合計
施設数(か所)	10	3	5 (7)	6	28	5	10	67 (69)
定員(人)	38	27	30 (56)	35	156	32	81	399 (425)

※()内は平成30年度の整備後の数

認知症施策推進事業

健康福祉部高齢者福祉課(電話:457-2789)

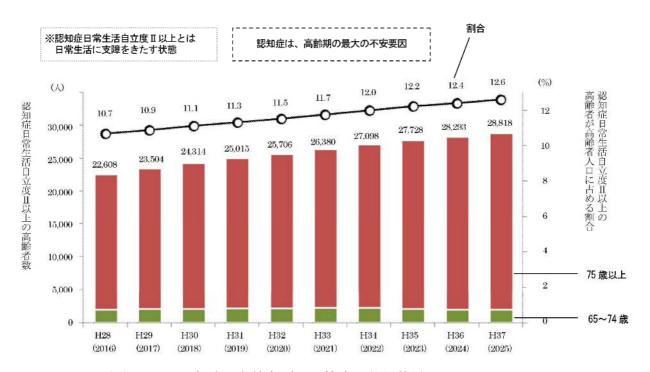
1 目的

超高齢社会の最重要課題のひとつである認知症対策の強化のため、認知症に対する理解を深める「普及・啓発」や、「本人・家族支援」、「早期発見・早期治療」、「予防・重度化防止」について重点的に取り組み、認知症施策を推進する。

2 背景

- ・認知症の高齢者ができる限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、予防、早期発見・早期 治療体制の充実が求められている。
- ・介護認定における認知症日常生活自立度Ⅱ以上の高齢者が平成 29 年 10 月時点で約 23,500 人であり、高齢化により、平成 37 年には約 28,800 人に増加することが見込まれる。
 - ※認知症日常生活自立度Ⅱ以上 … 生活に支障をきたす状態

【認知症高齢者の推移と推計】



出所:次期はままつ友愛の高齢者プラン策定に伴う推計

3 事業内容

			H30 事業費	(千円)	
種別	事業名	H30 事業内容	一般会計	介護保険 特別会計	
1 普及・啓発	(1)認知症に関する普及 啓発	講演会等による正しい知識と接し方、最 新情報の提供	512		
事業費 827 千円	(2)パンフレット配布	正しい知識の普及啓発(5,000部作成)	315		
	(1)認知症サポーター養 成	地域における理解者・支援者の養成 (4,500人)	779		
2 本人・	(2)キャラバン・メイト養 成・活動支援	キャラバン・メイトの活動支援(145 回)	453		
家族支援	(3)徘徊高齢者早期発見	早期発見につなげる靴用シール配付と不 明者情報のメール配信(シール 500 人分)		1,667	
事業費 16,069 千円	(4)認知症地域支援(認 知症カフェ運営支 援)	認知症カフェの運営支援(44 か所)		12, 041	
	(5)認知症地域支援推進員養成	医療機関や介護サービス、地域の支援関係者を繋ぐ役割を担う推進員を養成(10人)		1, 129	
	(1)認知症疾患医療センター運営支援	鑑別診断や専門医療相談を行うセンター の運営支援(指定先:聖隷三方原病院)	8, 470		
3 早期発見・	(2)認知症サポート医養 成・活動支援	かかりつけ医への助言や支援を行う認知 症サポート医の計画的な養成(7 人)	713		
早期治療	(3)かかりつけ医認知症 対応力向上研修	診療所等の主治医を対象とした知識・技 術の習得(県・静岡市との共催130人)	405		
事業費 18,454 千円	(4)認知症ケアパス配布	状態に応じたサービスの流れを示すガイ ドブック (全市版 5,000 部、区版 4,000 部)	707		
	(5)認知症初期集中支援	医療・介護の専門職チームが家庭訪問し、 受診勧奨やサービス提供に繋げる(44件)		8, 159	
4 予防・重度 化防止	(1)認知症チェックシー ト配布	本人や家族が気づける簡易な自己診断の 目安(5,000枚)	65		
事業費 281 千円	(2)認知症ケア向上(軽 度認知症の重度化予 防)	モデル検証事業内容・効果をまとめた事 例集の周知啓発		216	
	中 * # #				
	事業費				

4 事業費 35,631 千円

一般会計 事業費 12,419 千円

(財源:国 5,654千円、県 404千円)

介護保険事業特別会計 事業費 23,212 千円

(財源:国 8,936千円、県 4,467千円、繰入金 4,467千円)

· 認知症施策推進事業 21,545 千円

• 徘徊高齢者早期発見事業 1,667 千円

〈新規〉生活支援活動の場づくり事業

健康福祉部高齢者福祉課(電話:457-2789)

1 目的

自治会館など地域の中で利活用できるスペースを活用し、住民主体サービス(通所型)事業を 開始する団体に対して施設及び設備整備費等の一部を助成し、生活支援体制づくりを推進する。

2 背景

- ・平成26年6月、介護サービスの見直しと費用負担の見直しを目的として介護保険法が改正された。
- ・平成29年4月から介護保険事業の介護予防・日常生活支援総合事業における住民主体によるサービス提供を推進している。
- ・住民主体サービスの提供にあたり、活動場所が確保できず苦慮していることから、集会場等を 活用した活動施設の確保に要する施設整備に対する支援を求める意見がある。

3 事業内容

地域の集会所などを活用し、新総合事業を開始する団体を支援する。

(1) 内容

住民主体サービス(通所型)事業の開始に要する施設・設備整備及び備品購入費に対する 助成。

- (2) 補助対象施設及び対象団体
 - ・住民主体サービス(通所型)の提供を行う地域の集会場等。
 - ・整備年度にサービス提供を開始し、3年以上継続してサービス提供できる団体。

(3) 補助対象経費

会場となる建物の施設整備(既存施設の集会室、便所、洗面所、台所、出入口その他設備を住民主体サービスの利用者が安心して利用できるユニバーサルデザイン化改修に要する経費) 及び備品購入費。

(4) 補助額

対象経費の 1/2 (上限 500 千円)

4 事業費 2,500 千円

・負担金補助及び交付金 2,500 千円 (補助金 1 団体あたり 500 千円×5 団体)

子ども・子育て支援及び若者支援計画に係るニーズ調査

こども家庭部次世代育成課(電話:457-2795)

1 目的

浜松市子ども・若者支援プランの次期計画策定のため、子ども・子育て支援及び若者支援に係るニーズ調査を実施する。

2 背景

- ・子ども・子育て支援法において、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保に関する計画を定めると規定されている。
- ・子ども・若者育成支援推進法において、子ども・若者育成支援の計画を策定するよう規定されて いる。

3 事業内容

(1)調査対象 就学前児童の保護者 約3,000人

就学児童の保護者 約2,000人

概ね 15 歳から 40 歳未満の社会的に困難を抱える若者 約 200 人

- (2)調査期間 平成30年10月から12月まで
- (3)調査項目 保護者の就労状況、就労希望

教育・保育の利用状況、利用希望

地域の子育て支援事業の利用状況、利用希望 ほか

4 事業費 6,565 千円

※子ども・若者支援プラン推進事業 6,657 千円の一部

・委託料 6,565 千円 (ニーズ調査業務委託費)

5 スケジュール

- ・平成30年度 ニーズ調査
- · 平成 31 年度 計画策定
- ・平成32年度 新計画に基づく事業開始
- ・平成36年度 新計画に基づく事業完了

学習支援事業

こども家庭部子育て支援課(電話:457-2792)

1 目的

ひとり親家庭や生活困窮世帯など経済的困難を抱える家庭の子どもに対し、義務教育期からの学習支援を実施することにより、学習や進学に対する意欲を高め、貧困の連鎖を断ち切る。

2 背景

- ・子どもの貧困対策に向けて、平成28年度に実施した生活実態調査等の結果、生活困窮群9.3% のうち約8割が身近な場所での学習支援を希望している。
- ・平成 29 年 3 月に「子どもの未来サポートプロジェクト」を策定し、学習支援事業を重点化した。

3 事業内容

ひとり親家庭・生活困窮世帯の子どもを対象とした学習支援を業務委託により実施する。

- ・対象児童 概ね小学4年生から中学3年生まで
- ·会場数 12 会場(継続7会場、新規5会場)
- 受入数 310 人
- ・回数等 概ね毎週1回2時間程度
- ・内容 学生や教員 OB 等の学習ボランティアによる、無料の個別学習指導

4 事業費 18,473 千円 (財源:国 9,235 千円)

・委託料 18,473 千円 (学習支援事業業務委託)

母子家庭等医療費助成事業

こども家庭部子育て支援課(電話:457-2792)

1 目的

母子家庭等に対する子どもと親等の医療費(保険診療の一部負担金)の支援により経済的負担 を軽減する。また、助成方式を見直し、利用者の窓口負担を軽減する。

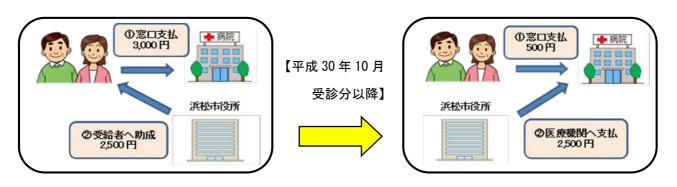
2 背景

現在の母子家庭等医療費助成制度は、受給者が受診時に一旦、医療保険制度に基づく自己負担額を全額支払い、原則3か月後に市から助成金を振り込む方式(自動償還払い)としている。

3 事業内容

- (1) 助成制度
 - ・対象 20 歳未満の児童を扶養しているひとり親と、それに扶養されている児童
 - · 所得制限 所得税非課税世帯
 - ・自己負担額 1か月1医療機関あたり500円
- (2) 助成方式の変更

平成30年10月から、医療費の助成方式を自動償還方式から現物給付方式に変更する。



4 事業費 196,584 千円

- · 扶助費 163,585 千円 (母子家庭等医療費助成)
- ・委託料 32,052 千円 (現物給付化に伴うシステム改修費、医療機関等への審査委託料)
- ・その他 947 千円 (役務費等)

特定教育・保育施設運営事業

こども家庭部幼児教育・保育課(電話:457-2118)

1 目的

認定こども園、幼稚園及び保育所に対する運営に要する経費の給付により、子どもの健やかな成長を支援する。

2 背景

- ・子ども・子育て支援新制度により「施設型給付」及び「地域型保育給付」による、認定こども 園、幼稚園、保育所及び地域型保育事業に対する財政支援の仕組みが共通化された。
- ・平成 29 年度から施設型給付費等について、国の制度改正において処遇改善等加算Ⅱが創設されるとともに、処遇改善等加算率が 2%引き上げられた。

3 事業内容

(1) 施設型給付費

ア 概要 国が設定した公定価格(特定教育・保育に通常要する費用)を支弁 ※認定こども園及び新制度幼稚園は、公定価格から利用者負担額を控除した額

イ 対象 認定こども園、新制度幼稚園及び保育所

ウ 負担割合 国 1/2、県 1/4、市 1/4

エ 施設数、定員の推移

施設種別		施	西設数 (園)		定員(人)		
旭政化	 里力门	H30	H29	比較	H30	H29	比較
認定こども園		57	45	12	8, 926	7, 203	1,723
私立保育所		40	46	$\triangle 6$	4, 490	5, 200	△710
私立幼稚園	従来型※	45	45	0	12, 560	12, 460	100
松立列作園	新制度	1	1	0	300	300	0
合言	+	143	137	6	26, 276	25, 163	1, 113

[※]施設型給付を受けない私立幼稚園

(2) 実費徴収に係る補足給付事業

ア 概要 生活保護世帯に属する児童が特定教育・保育の提供を受けた場合において、当 該保護者が支払うべき実費徴収額の一部を補助

イ 対象 認定こども園、新制度幼稚園及び保育所

ウ 負担割合 国 1/3、県 1/3、市 1/3

4 事業費 11,105,666 千円(財源:国 3,944,479 千円、県 2,184,749 千円)

・扶助費 11,105,666 千円 (施設型給付費、実費徴収にかかる補足給付費)

特定地域型保育事業所運営事業

こども家庭部幼児教育・保育課(電話:457-2118)

1 目的

地域型保育事業所に対する運営に要する経費の給付により、子どもの健やかな成長を支援する。

2 背景

- ・子ども・子育て支援新制度により「施設型給付」及び「地域型保育給付」による、認定こども 園、新制度幼稚園、保育所及び地域型保育事業に対する財政支援の仕組みが共通化された。
- ・平成 29 年度から施設型給付費等について、国の制度改正において処遇改善等加算Ⅱが創設されるとともに、処遇改善等加算率が 2%引き上げられた。

3 事業内容

- (1) 地域型保育給付費
 - ア 概要 国が設定した公定価格(特定地域型保育に通常要する費用)から利用者負担額 を控除した額
 - イ 対象 小規模保育事業、事業所内保育事業
 - ウ 負担割合 国 1/2、県 1/4、市 1/4
 - エ 施設数、定員の推移

施設種別	施設数 (園)			定員(人)		
/他权/里//1	Н30	H29	増減	H30	H29	増減
小規模保育事業A型	30	27	3	465	411	54
事業所内保育事業(定員20人以上)	6	6	0	407	389	18
事業所内保育事業(定員19人以下)	3	3	0	46	46	0
合計	39	36	3	918	846	72

(2) 実費徴収に係る補足給付事業

- ア 概要 生活保護世帯に属する児童が特定地域型保育の提供を受けた場合において、当 該保護者が支払うべき実費徴収額の一部を補助
- イ 対象 小規模保育事業、事業所内保育事業
- ウ 負担割合 国 1/3、県 1/3、市 1/3
- 4 事業費 1,472,460 千円 (財源:国 684,264 千円、県 342,157 千円)
 - ・扶助費 1,472,460 千円 (地域型保育給付費、実費徴収に係る補足給付費)

〈新規〉保育士等確保対策費助成事業

こども家庭部幼児教育・保育課(電話:457-2118)

1 目的

保育士が働きやすい環境を整備し、保育士確保を促進するとともに、離職防止等を図るために 私立保育所等が行う事業を支援する。

2 背景

- ・国の子育て安心プランにおいて、保育の受け皿拡大を支える保育人材確保が示されており、 更なる施策が求められている。
- ・浜松市子ども・若者支援プランに基づき、私立保育所等の創設や増築等による大幅な定員増を 行っており、保育士の確保が非常に困難な状況となっている。

3 事業内容

- (1) 在園児下の子の優先利用支援事業 194,886 千円
 - ア 概要 保育施設に入園している在園児の下の子が1歳から1歳6か月になるまで育児休業 を取得し、育児休業終了後(年度途中)に在園児と同じ保育施設に入所を希望した 際に、当該年度の4月1日から入所までの期間、保育施設が定員枠を空けることに 伴う保育士等の確保に要した経費(人件費)の一部を補助
 - イ 対象 認定こども園、保育所
 - ウ 補助基準額 1 施設あたり 2,406 千円 (負担割合:国 1/2、市 1/2)
- (2) 保育士宿舎借り上げ支援事業 73,800 千円
 - ア 概要 保育所等の事業者が雇用する保育士用の宿舎を借り上げる費用の一部を補助
 - イ 対象 認定こども園、保育所、小規模保育事業、事業所内保育事業及び企業主導型保育 事業
 - ウ 補助基準額 月額82,000円(負担割合:国1/2、市1/4、事業者1/4)
- 4 事業費 268,686 千円 (財源:国 146,643 千円)
 - ・負担金補助及び交付金 268,686 千円(保育士等確保対策に対する補助金)

認証保育所助成事業・認証保育所利用者助成事業 こども家庭部幼児教育・保育課(電話:457-2118)

1 目的

認証保育所における保育水準の向上及び入所児童の処遇改善を図るとともに、保護者の保育料 負担の軽減を図り、児童福祉の増進に寄与し、保育所等利用待機児童を解消する。

2 背景

- ・本市の認可保育所等の入所選考について、平成30年4月入所申込分から、保育を必要とする 利用調整基準点の高い順に入所決定する選考方法(基準点優先方式)へ見直しを図る。
- ・入所選考方法の見直しに伴い、利用調整基準点が低い「求職」の場合は、入所保留になるケースが想定される。

3 事業内容

- (1) 助成内容(月額)
 - ア 施設に対する助成(0~5歳児)
 - ·認証 I 類 (Ⅱ類は I 類の 1/2)
 - 0 歳児:34,320 円、1、2 歳児:18,690 円、3 歳以上児:9,710 円
 - イ 利用者に対する助成(0~2 歳児) 20,000円

(2) 助成期間(拡充)

区分	施設に対	する助成	利用者に対する助成	
<u></u>	H29	Н30	H29	Н30
労働や疾病等	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし
求職	1 か月	90 日※	_	90 日※

※求職による認可保育所等の入所要件と同じ90日に改定

(3) 対象施設数

14 施設(認証Ⅰ類:7施設、認証Ⅱ類:7施設)

4 事業費 169,289 千円

※認証保育所助成事業 92,249 千円及び認証保育所利用者助成事業 77,040 千円の合計

・負担金補助及び交付金 169,289 千円

私立保育所等施設整備費助成事業

こども家庭部幼児教育・保育課(電話:457-2118)

1 目的

浜松市子ども・若者支援プラン(平成27年度から平成31年度)に基づき、保育所等利用待機 児童解消のため、私立保育所等を創設・増築するとともに、築年数の経過に伴う設備等の老朽化 や耐震性の劣る既存保育所等の増改築により定員増加を図る。

2 背景

- ・認定こども園や保育所の施設整備により定員増加を図っているものの、保育所等利用待機児童 は依然として解消されていない状況である。
- ・平成29年4月1日現在の保育所等利用待機児童数は168人となっている。(保育所等利用待機児童数の推移 H25:269人、H26:315人、H27:407人、H28:214人)

3 事業内容

- (1)制度内容
 - ・制度 国の保育所等整備交付金を活用
 - ・負担区分 国 2/3、市 1/12、事業者 1/4
- (2) 整備箇所
 - ・認定こども園 創設2施設、増築1施設
 - ・保育所 創設4施設(自主整備の2施設を含む)

No.	計	画地	施設種別	施設名	整備 区分	定員(人)
1	44	富塚町	認定こども園	(仮) どれみ会第3こども園	創設	80
2	中区	花川町	保育所	(仮)チャイルドスクエア浜松	創設	60
3	東区	大瀬町	認定こども園	(仮) 若宮こども園	増築	140⇒170
4	浜北区	於呂	保育所	(仮) 雄気の里会保育園	創設	120
5	供礼区	平口	認定こども園	(仮) はつらつ元気こども園	創設	120
*	東区	半田山 二丁目	保育所	(仮)イーエーエス保育園	創設	60
*	浜北区	内野台 二丁目	保育所	(仮)うちのの丘。保育園	創設	60
合計						530 増

※自主整備による創設

4 事業費 626,778 千円 (財源:国 557,138 千円)

・負担金補助及び交付金 626,778 千円 (保育所等施設整備に対する補助金)

保育所等利用待機児童の解消

こども家庭部幼児教育・保育課(電話:457-2118)

1 目的

保育需要の高まりに応じ、保育所定員拡大などの取り組みを実施しているが、依然として保 育所等の待機児童は解消されていない状況であることから、様々な待機児童解消施策を行う。

2 背景

- ・女性活躍の推進や働き方改革による就労形態の多様化などにより、保育需要は増加傾向にある。
- ・平成29年4月1日現在の待機児童は168人となっている。

3 保育所等利用待機児童解消の具体的施策

(1) 保育所等の整備

私立保育所等施設整備費助成事業 626,778千円

- ・創設、増築により、平成31年4月に定員410人増
- ・財源: 国2/3、市1/12、事業者1/4
- (2) 認証保育所の利用者に対する助成

認証保育所利用者助成事業 77,040千円(14か所、延3,852人)

- ・1人あたりの助成額 月額20,000円
- ・求職者への助成期間を90日に拡充
- (3) 私立幼稚園が実施する幼稚園型一時預かり事業等の推進

私立幼稚園教育振興助成事業の一部

- ア 幼稚園型一時預かり事業費補助金 79,113千円
 - ・幼稚園型一時預かり事業を実施する私立幼稚園等42園に対する補助金
 - · 財源: 国1/3、県1/3、市1/3
- イ 私立幼稚園教育振興等事業費補助金(預かり保育分) 3,900千円
 - ・預かり保育を実施する私立幼稚園39園に対する補助金
- (4) 市立幼稚園における幼稚園型一時預かり事業の実施
 - ・市立幼稚園23園 (H29:18園) において、降園後16時30分まで実施
 - ・早朝預かりや16時30分以降の預かりは、幼稚園ごとの保護者ニーズや職員配置等を踏まえて実施

4 待機児童数等推移 (待機児童数等は各年度4月1日現在、H30の入所児童数は見込み)

浜松市の保育施設定員・入所児童数・保育所等利用待機児童数の推移



○平成30年度の定員増 952人 (H29:14.156人→H30:15.108人)

(1)特定教育・保育施設(認定こども園、保育所)

ア 平成29年度→平成30年度定員増加の内訳

・14,190人(H29:13,310人) 880人増

①施設整備による定員増 870人増

(内訳:創設6園 660人増、増改築等5園 210人増)

②施設整備を伴わない定員改正による定員増 10人増

イ 平成30年度→平成31年度定員増加の見込み

·14,720人(H30:14,190人) 530人增

①施設整備による定員増 410人増

(内訳:創設4園 380人増、増築1園30人増)

②施設整備(自主整備)による定員増 120人増

(内訳:創設2園 120人増)

(2) 特定地域型保育事業(小規模保育事業、事業所内保育事業)

ア 平成29年度→平成30年度定員増加の内訳

・918人(H29:846人) 72人増

①新規開設による定員増 48人増

(内訳:新設3施設 48人増)

②施設整備を伴わない定員改正による定員増 24人増

中山間地域介護サービス利用支援事業

健康福祉部介護保険課(電話:457-2862)

1 目的

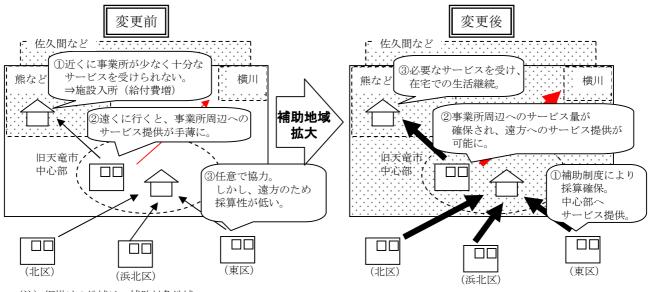
介護サービス事業所に対し送迎や移動に対する交通費相当額の支援により、中山間地域の在宅介護サービスを確保する。

2 背景

中山間地域の中でも、特に旧天竜市中心部から離れた地域(熊、横川等)では、地域の事業所が少ないことに加え、送迎や移動に係る採算性が低いため地域外の事業所によるサービス提供も少なく、在宅サービスの提供量が不足している。

3 事業内容

補助対象となる地域を旧天竜市中心部まで拡大することで、浜北区等に所在する事業所による 旧天竜市中心部へのサービス提供を促進し、天竜区中心部に所在する事業所が中心部から離れた 地域への在宅サービス提供量を確保する。



(注) 網掛けの地域は、補助対象地域

区分	変更前	変更後		
対象地域	春野町、佐久間町、水窪町、龍山町、	春野町、佐久間町、水窪町、龍山町、		
(利用者の居住地)	<u>旧天竜市の一部</u> 、引佐町の一部	<u>旧天竜市全域</u> 、引佐町の一部		
対象サービス種類	訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、居宅介護支援等の在宅サービス			
補助金額	対象経費:送迎に係る人件費、燃料費及び消耗品費(タイヤ代等実費)			
	補 助 率:1/2			
	補助上限:移動距離×37円/km×サー	- ビス提供回数		

4 事業費 42,823 千円

※中山間地域介護サービス利用支援事業 43,845 千円の一部

・負担金補助及び交付金 42,823 千円 (中山間地域介護サービス利用支援事業費補助金)

介護人材確保対策事業

健康福祉部介護保険課(電話:457-2862)

1 目的

今後の介護サービスに対する需要の増加に対応する介護人材を確保するため、多様な人材確保・育成に取り組む。

2 背景

- ・要介護認定者数の増加による介護ニーズの高まりに加え、少子化による生産年齢人口の減少等 により、介護職員の人材確保の必要性が高まっている。
- ・医療ニーズの高まりや認知症高齢者、高齢者のみ世帯の増加等に伴い、介護ニーズの高度化・ 多様化に対応しうる介護人材の質的向上を図る必要がある。
- ・本市は、外国人との共生先進都市として、外国人人材を積極的に活用する下地がある。

3 事業内容

(1)(拡充)介護職員キャリアアップ支援事業

市内介護サービス事業所における介護職員の増加と定着を図るため、介護職員の資格取得を支援する奨励金の交付対象を拡充する。

・補助対象となる研修

平成 29 年度まで	平成 30 年度から
①介護職員初任者研修	①介護職員初任者研修、②実務者研修、
	③介護支援専門員更新研修

※③は、天竜区、細江町、引佐町及び三ヶ日町に所在する事業所に勤務する者に限る。

(2) (新規) 要介護度改善評価事業

利用者の要介護度の改善につながる創意工夫のある効果的な介護方法を事業者から募集し、 優秀な事例について表彰することで、介護職員のモチベーション向上のほか、好事例の横展開に より要介護認定率の上昇抑制を図る。

(3) (新規) 介護の担い手外国人支援事業

ア EPA 介護福祉士候補者受入費用助成

経済連携協定(EPA)による介護福祉士候補者の受入を希望する事業者に対し、初期申請費用や、介護福祉士候補者の就労開始までに要する経費について、2分の1を上限に助成。

イ 外国人介護職員への日本語教育支援

介護職に従事する外国人に対する学習支援として日本語教育や日本文化・マナー講座を開催するほか、受入施設への定着支援に関するサポートを行う。

4 事業費 16,013 千円

・報償費 12,650千円 (キャリアアップ奨励金、要介護度改善事例奨励金)

・委託料 1,620千円(外国人介護職員への日本語教育支援)

・負担金補助及び交付金 1,614千円(EPA介護福祉士候補者受入費用助成)

・その他 129千円 (再生紙代等)

がん対策推進計画関連事業

健康福祉部健康医療課(電話:453-6178)

1 目的

第2次浜松市がん対策推進計画に基づき、がんになっても安心して暮らせる地域社会の構築を 実現する。

2 背景

- ・がんは、日本人の約2人に1人が生涯のうちに罹る身近な病気の1つである。
- ・早期発見と治療方法の進歩により、がん患者の生存率は向上しているが、がんに罹患したため 離職に至ってしまう場合も少なくない。
- ・平成28年12月にがん対策基本法が改正され、事業主の責務として、がん患者の雇用の継続等 に配慮する旨の規定(第8条)が新設された。
- ・国の第3期がん対策推進基本計画、県の第3次がん対策推進計画の中でも、就労支援が主な施 策として入っている。

3 事業内容

- (1)(新規) 浜松市がん患者就労支援等促進事業補助金
 - ア 補助金交付先 医療機関、経済団体、患者会・家族会
 - イ 補助対象事業
 - ・講師を招聘した研修会・講演会、多職種意見交換会・グループワーク等の開催事業。
 - 就労支援に係る意識啓発のための市民公開講座等の開催事業。
- (2) (新規) がん患者就労支援講演会等事業
 - ア 委託先 地域がん診療連携拠点病院
 - イ内容

がん患者就労支援講演会、アピアランスケア※¹に関する医療従事者向け講演会 ※¹ がん治療等による外見の変化に関わる苦痛を軽減するケア

(3) がん患者就労支援啓発物作成

がん患者が治療と就労を両立できる環境を整備するため、企業向けに治療と就労の両立支援についてリーフレットを作成

4 事業費 2,111 千円

※がん対策推進事業 2,320 千円の一部

- ・委託料 1,000 千円 (がん患者就労支援講演会等事業)
- ・負担金補助及び補助金 900 千円 (がん患者就労支援等促進事業費補助金)
- ·需用費 211 千円 (印刷製本費)

〈新規〉浜松市災害医療情報ネットワーク構築事業

健康福祉部健康医療課(電話:453-6178)

1 目的

大規模地震発災直後における情報伝達手段の確立を図るため、応急救護所(73 か所)に情報端 末機器を整備し、医療機関等との情報ネットワークを構築する。

2 背景

- ・大規模地震発生時には、医療救護計画に基づき医療関係者が応急救護所に参集することから、 発災後早期から情報伝達を行う必要がある。
- ・応急救護所で不足する医療従事者や医薬品等の要請を正確に伝達する手段が不足している。
- ・医療機関や医療関係団体との災害時情報ネットワーク体制が確立されていない。

3 事業内容

- (1) 災害医療情報ネットワーク構築事業
 - ・市内に所在する病院及び産科・透析機関並びに医療関係団体に LINEWORKS ID を付与することで情報ネットワークを構築し、災害時における情報伝達手段の迅速性、正確性を確保する。
- (2) 応急救護所情報端末導入事業
 - ・応急救護所 73 か所にスマートフォンを配備。
 - ・LINEWORKS を導入し、医療救護本部⇔区医療救護班⇔応急救護所間で情報伝達を行う。

4 事業費 2.794 千円

※災害時医療救護対策推進事業 23.936 千円の一部

・役務費 2,794 千円 (スマートフォンレンタル費、LINEWORKS 使用料)

浜松市災害情報ネットワークの連携イメージ 医師会(5) 医療救護本部 医療機関 歯科医師会(1) 薬剤師会(1) 災害医療 看護協会(1) コーディネーター(2) 災害拠点病院 救護病院 グルーフ グループ (5) (16)各区医療救護班(7) 産科医療機関 療養病院 グループ グループ (14~19) (12)北区 中 東 南 天竜 西 浜 北区 区 区 区 区 内応急救護 内応急救護所(内応急救 内応急救護 内応急救護 X 内応急救護所(内応急救 透析医療機関 精神科病院 グループ グループ (27) $(7 \sim 11)$ 護 (護所(所 所 所 所 7 17 9 8 10 病院機能に応じてグループを作成 7 15 グループ内連携も行えるようにする

自殺対策推進事業

健康福祉部健康医療課(電話:453-6178) 精神保健福祉センター(電話:457-2709)

1 目的

浜松市の自殺者減少を目指し、自殺リスクの高い人への支援や相談体制を強化する。特に若年層を中心に自殺対策を推進するため、医療機関や法律家等関係機関との連携を密にしていく。

2 背景

- ・平成28年4月に改正自殺対策基本法が施行され、市町村にも計画策定が義務づけられた。
- ・平成29年7月には自殺対策総合大綱が閣議決定され、基本理念として「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させることが示された。
- ・自殺者の4割は過去に自殺未遂歴があり、特に20歳未満の若年自殺未遂者に対しては、早期 に介入して継続支援を行うことが自殺の再企図、自殺率の低下に有効と考えられている。

3 事業内容

- (1) 自殺対策における多職種連携支援事業 2,000 千円 (健康医療課)
 - ・法律家や精神保健福祉士をはじめとした多職種による研修会等を開催
 - 関係者の連携による自殺のハイリスク者に対する支援を推進
 - ・一般企業や学生等を対象に、自殺予防のための啓発活動を強化
- (2) 自殺未遂者支援事業 2,102 千円 (精神保健福祉センター)
 - ・20 歳未満の自殺未遂者を対象とした、アウトリーチによる訪問相談支援
 - ・医療機関、消防救急隊、行政等による連携会議を開催し、包括的な支援体制を整備
- (3) 子どものこころの健康づくり事業 1,809 千円 (精神保健福祉センター)
 - ・ 思春期前の小学 4 年生を対象とした、臨床心理士などの派遣によるストレスに関する指導
 - ・中学校教職員を対象とした中学生のこころの不調を早期に発見するための研修会の開催
- (4) 外国人子どもと家庭のこころの健康相談等支援事業 9,765 千円 (精神保健福祉センター)
- (5) 中山間地域訪問相談支援事業 12,171 千円 (精神保健福祉センター)
- (6) いのちをつなぐ手紙事業 1,859 千円 (精神保健福祉センター)
- 4 事業費 32,334 千円 (財源:国 1,000 千円、県 15,851 千円)
 - ※自殺対策事業(健康医療総務費3,568千円及び精神保健福祉センター費28,766千円の合計)
 - ·委託料 27,266 千円(若年層自殺未遂者訪問相談支援事業委託料等)
 - その他 5,068 千円(報償費、需用費等)

看護専門学校移転事業

健康福祉部看護専門学校(電話:455-0891)

1 目的

老朽化した看護専門学校を新築移転することにより、看護師の養成に良好な教育環境を整備する。

2 背景

- ・看護専門学校の校舎は築42年(昭和51年竣工)が経過し、建物の老朽化が著しい状況である。
- ・看護師の養成にあたり、浜松医療センターの医師が講師となり浜松医療センターで学生の実習を 行うなど、浜松医療センターと看護専門学校は密接な関係にある。
- ・浜松医療センター新病院建築計画において、新病院は現看護専門学校の場所に建設予定。

3 事業内容

看護専門学校の新築移転工事

- (1) 建設面積 3,578.42㎡
- (2) 建設場所 医療センター第3駐車場(中区佐鳴台五丁目8番1号)
- (3) 供用開始 平成31年1月予定

4 事業費 1,081,569千円 (財源:基金繰入金 1,000,000千円)

- ・工事請負費 1,019,437千円 (新校舎建設、附帯工事(既存外構解体))
- ・委託料 21,402千円 (産業廃棄物収集・運搬・処理業務、工事監理など)
- ・備品購入費 35,725千円 (学生用机・イス等の什器備品)
- ・その他 5,005千円 (需用費(移転に伴う消耗品)、旅費、完成検査手数料など)

5 債務負担行為

- · 事 項 看護専門学校解体工事費
- ・期 間 平成30年度から平成31年度まで
- •限度額 140,717千円

6 スケジュール

- ・平成29年度から30年度 新校舎建設 (29年8月~30年11月予定)
- ・平成30年度から31年度 新看護専門学校開校(31年1月予定)

旧校舎解体 (31年3月~31年11月予定)

浜北斎場拡張整備事業

市民部市民生活課(電話:457-2026)

1 目的

将来の火葬体数に対応する安定した火葬炉整備と利用圏のバランスを考慮して策定された 「浜松市斎場再編・整備方針」に基づき、浜北斎場を拡張する。

2 背景

- ・今後の火葬体数は、年々増加し平成52年にピークとなることが見込まれる。
- ・浜北斎場は、現敷地内へ火葬炉基数を4基から9基へ5基増設(既存施設内1基、拡張部分4 基)することとした。

3 事業内容

(1) 施設概要(拡張部分)

施設規模 鉄筋コンクリート造 3 階建て

延べ面積 約 1,860 m²

設備内容 待合室 (5室)、拾骨室兼告別室 (2室)、授乳室、更衣室、トイレ等

整備手法デザインビルド(設計・施工一括発注方式)

供用開始 平成33年4月(予定)

(2) 事業計画

- ・平成28、29年度:基本設計及びデザインビルド要求水準書作成等業務委託
- 平成 30 年度: 既存施設内火葬炉1基増設工事
- ・平成30年度から平成32年度まで(債務負担行為)

: 拡張整備事業デザインビルド (設計・施工) 整備工事

4 事業費 91,209 千円

- ・工事請負費 90,388 千円 (デザインビルド整備工事、既存施設内火葬炉1基増設など)
- ・委託料 732 千円(登記事務など)
- ・その他 89 千円 (旅費、需用費、使用料)

5 債務負担行為

- ・事 項 拡張整備事業デザインビルド (設計・施工) 整備工事費 (浜北斎場)
- ・期 間 平成30年度から平成32年度まで
- · 限度額 1,690,607 千円

〈新規〉産婦健康診査事業

健康福祉部健康増進課(電話:453-6130)

1 目的

産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、「産後うつ」の予防や新生児の虐待予防 等を図る。

2 背景

- ・本市では、「こんにちは赤ちゃん事業」(生後4か月児までの家庭訪問事業)にて、母親の精神状態、養育状況の把握及び支援の必要な家庭の早期把握・支援に努めている。
- ・日本産科婦人科学会から平成29年4月に示された「産婦人科診療ガイドライン2017」においては、産後2週間、産後1か月における産褥精神障害の発生に注意する必要があるとされた。

3 事業内容

- (1) 産婦健康診査費用の助成
 - ア 対象者: 平成30年4月1日以降に出産した産婦
 - イ 助成範囲:産後2週間及び産後1か月に実施する健康診査
 - ウ 助成金額:健診1回あたり上限5,000円(国庫補助基準単価)
 - エ 助成方法:母子健康手帳と合わせ受診券を交付
- (2) 健診内容
 - ア 問診(生活環境、授乳状況、育児不安、精神疾患の既往歴、服薬歴等)
 - イ 診察(子宮復古状況、悪露、乳房の状態等)、体重・血圧測定、尿検査(蛋白・糖)
 - ウ エジンバラ産後うつ病質問票 (EPDS)
- 4 事業費 49,953 千円 (財源:国 24,530 千円)
 - ※妊婦乳幼児健康診査事業853.504千円の一部
 - ・委託料(診療検査健診) 47,730千円(健診実施に係る委託料)
 - ・扶助費(扶助費)1,330千円(償還払いに係る経費)
 - ・その他893 千円(事務費等)

〈新規〉新生児聴覚スクリーニング検査助成事業

健康福祉部健康増進課(電話:453-6130)

1 目的

聴覚障害の早期発見・早期療育を図るため、新生児聴覚検査に係る費用の公費負担により全出 生児の検査を実施する。

2 背景

- ・市内医療機関における新生児聴覚検査は9割以上の児が実施しているが、検査機器のない助産 院で出産した児や経済的理由により受検を希望しない保護者等もいる。
- ・本市においては、従来から母子健康手帳交付時に検査の周知啓発、こんにちは赤ちゃん訪問事業において、受診結果の確認及び、要支援児に対する保健師の指導援助等を行ってきた。

3 事業内容

(1) 新生児聴覚スクリーニング検査費用の助成

ア 対象者: 平成30年4月1日以降に出生した生後1か月までの児

イ 助成範囲:出生後初めて実施する検査で、次のいずれかの方法によるもの

自動聴性脳幹反応検査(自動 ABR)または耳音響放射検査(OAE)

ウ 助成金額:自動聴性脳幹反応検査(自動 ABR)4,700円(検査1回あたり/上限)

耳音響放射検査 (OAE) 2,100 円 (検査1回あたり/上限)

エ 助成方法:母子健康手帳と合わせ受診券を交付

4 事業費 31,803 千円

※妊婦乳幼児健康診査事業853,504千円の一部

- ・委託料 30,452 千円 (検査実施に係る委託料)
- ・扶助費 846 千円(償還払いに係る経費)
- その他505 千円

〈新規〉特別な理由による任意予防接種費用助成事業

健康福祉部健康増進課(電話:453-6130)

1 目的

骨髄移植手術等により定期予防接種で獲得した免疫が失われ、医師の判断により再接種が必要と判断された者に対して、接種費用を助成することにより、感染及び発症予防、経済的負担の軽減を図る。

2 背景

- ・白血病や小児がん等に罹患し、骨髄移植手術や抗がん剤治療を受けた場合、それまで予防接種により獲得した免疫が失われ、予防接種の効果が期待できなくなる場合があるが、再接種した場合の費用は全額自己負担となる。
- ・国は特別な理由による再接種に対する特例措置は設けていない。

3 事業内容

- (1) 対象者
 - ・骨髄移植等により定期予防接種の免疫が失われ、再接種が必要と医師に判断された者
- (2) 補助対象の予防接種
 - ・予防接種法第2条第2項に規定するA類疾病にかかるものであること
 - ・使用するワクチンが、予防接種実施規則の規定によるものであること
 - ・接種時年齢が18歳未満の者
- (3) 助成額
 - ・再接種に要した経費
- (4) 助成方法
 - ・再接種後、助成金支給申請に基づき償還払い

4 事業費 901 千円

※母子予防接種事業 1,751,689 千円の一部

・扶助費 901 千円

健康寿命延伸を目指した新たな健康づくりの取組

健康福祉部健康増進課(電話:453-6130)

国保年金課(電話:457-2638)

高齢者福祉課(電話:457-2789)

1 目的

政令指定都市トップの健康寿命の更なる延伸を目指し、がんや循環器疾患など生活習慣病の 発症予防・重症化予防に重点を置き、従来の事業に加え、健康に関心の低い青壮年期に対する 新たな健康づくりや糖尿病ハイリスク者への対策、地域における健康増進活動の普及促進等に 取組む。

2 背景

- ・事業所における健康づくりの実態調査の結果、青壮年期の6割は健康づくりに取り組んでいない。
- ・医療費の約3割は生活習慣病が占めており、静岡県「特定健診・特定保健指導に係る健診等 データ報告書」によると浜松市は静岡県下で有意に糖尿病予備群が多く、県平均の1.04倍で ある。

3 事業内容

(1)新規事業

- ア 糖尿病対策事業 1,493 千円
 - ①「健康に関心の低い青壮年期」への周知・啓発 708 千円
 - ②糖尿病予防教室 785 千円
- イ ノルディック・ウォーク健康増進事業 7,380 千円
- ウ 健康増進団体応援事業 5,000 千円
- エ 特定健康診査50歳無料化事業(国保特会) 4,064千円(増加分のみ)
- オ 糖尿病性腎症予防事業(宿泊型保健指導プログラム)(国保特会) 8,848 千円

(2) 拡充事業

ア ささえあいポイント事業 (介護特会) 36,462 千円

4 事業費 63,247 千円

一般会計 13,858 千円

(財源:国 739千円、基金 1,000千円)

国民健康保険事業特別会計 12,927 千円

(財源:国 455 千円、県 455 千円、繰入金・保険料 12,017 千円)

介護保険事業特別会計 36,462 千円

(財源:国 7,733千円、県 3,866千円、支払基金 8,352千円、繰入金 9,395千円)

難病患者等支援事業

健康福祉部健康増進課(電話:453-6130)

1 目的

難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保及び難病患者の療養生活の質の向上を図る。

2 背景

平成27年1月に「難病の患者に対する医療等に関する法律(以下「難病法」という。)」が施行され、難病法第40条に基づく大都市特例として、平成30年4月1日から道府県が行う事務については指定都市へ移譲される。

3 事業内容

- (1) 特定医療費の支給に関する事務 776,666 千円 (財源 国 380,466 千円)
 - ア (新規) 特定医療費の審査・認定・受給者証交付・支給 771,839 千円
 - · 対象疾患数: 330 疾患(平成 29 年 4 月現在)
 - ·指定難病認定者:5,897人(平成29年3月現在)
 - イ (新規) 指定難病審査会の設置 4,454 千円
 - ・審査会委員 5名(うち会長1名)
 - 専門委員 25 名
 - ウ (新規) 指定医、指定医療機関の指定・指定医の研修 373 千円
- (2) その他難病患者のサービスに関する事務 2,317 千円 (財源 国 1,158 千円)
 - ア (新規) 難病相談支援センター事務 1,667 千円

患者等の療養上、日常生活上での悩みや不安等の解消を図るとともに、患者等の持つ様々なニーズに対応したきめ細やかな相談や支援を行う。

- イ (新規) 在宅人工呼吸器使用患者支援事業 650 千円
- (3) その他事業 3,756 千円

難病患者への訪問事業、難病患者等介護家族リフレッシュ事業等

- 4 事業費 782,739 千円 (財源:国 381,624 千円、県 1,634 千円)
 - ※指定難病審査会委員報酬 3,936 千円及び難病患者等支援事業 778,803 千円の合計
 - ·扶助費 759,317 千円 (医療費給付)
 - ·委託料 10,589 千円 (医療費審査委託、難病相談支援委託等)
 - ・賃金 3,671 千円 (難病相談支援員)
 - ・報償費 323 千円 (講師謝礼等)
 - 報酬 3,936 千円(審査会委員報酬等)
 - ・その他 4,903 千円 (難病受給者証印刷等)

健康はままつ21計画関連事業

健康福祉部健康増進課(電話:453-6130)

1 目的

健康はままつ 21 後期計画に基づき、家庭や地域、職場、関係団体等と連携を図り、社会全体で市民の健康づくりを推進する。

2 背景

平成29年度の健康はままつ21中間評価における、青壮年期の運動習慣や適正体重の人の割合が低いこと及び、検診の受診率向上や事後対策等の課題を踏まえ、後期計画の方向性に基づき実施する。

後期計画の方向性(期間:平成30~34年度)

- (1) 生活習慣病の発症予防・重症化予防に向けたより一層の推進
 - ・ がん検診未受診者及び精密検査未受診者への受診勧奨
 - ・ 糖尿病対策事業の強化
 - ・ 運動習慣の定着に向けた健康づくりの推進
- (2)健康に関心の低い青壮年期への健康づくりの取り組み強化
 - ・ 35 歳市民への血液検査を受ける機会の提供(スマホ de 健康チェック)
 - ・ 職域保健と連携したメンタルヘルス対策や生活習慣病予防対策の推進
 - ・ 受動喫煙防止対策の啓発など、たばこ対策事業の強化
- (3) 民間企業との連携等、市民協働で取り組む健康づくりの推進
 - ・ 企業や関係団体と共催による健康はままつ 21 推進会議の開催
 - ・ 健康的な食事を選択できる環境整備
 - ・ 企業等における健康づくりの取り組み支援

3 事業内容

(1) がん検診受診率向上事業 30,279 千円

受診券の発送及び、国から示された「受診率向上施策ハンドブック」に掲載されている効果的な通知物を参考に、受診勧奨通知内容を見直し、がん検診の受診率向上を図る。

- (2) 糖尿病対策事業の強化 2,430 千円
 - ・(新規)「健康に関心の低い青壮年期」への周知・啓発 708 千円
 - ・(新規)糖尿病予防教室 770千円
 - · 妊娠糖尿病支援事業 952 千円
- (3) (新規) ノルディックウォーク健康増進事業 7,380 千円
- (4) スマホ de 健康チェック事業 8,943 千円
 - 35 歳到達者を対象に、自宅での血液検査を提供し、有所見者を受療行動へと繋げる。 (対象 35 歳の市民(約 10,000 人)、自己負担 1,000 円)
 - · 目標 申込者数 1,500 人

(5) 企業健康応援事業 400 千円

生活習慣病の発症予防・重症化予防のため、全国健康保険協会静岡支部と連携し、市の専門職が事業所に出向き、事業所の健康づくりの取り組みに対する支援や企業健康応援のための健康講座を実施し、事業所自らの継続した健康づくりを推進する。

ア 事業所訪問

全国健康保険協会静岡支部が作成した事業所健康度チャートや生活習慣病リスク保有率の結果等を基に、事業主等と面接し、継続した健康づくりの取り組みに対する支援を行う。

イ 出張型の健康講座

事業所の健康課題に応じ、健康講座メニューを選定し、出張型の健康講座を実施する。

- ・目標 健康講座の実施20企業
- (6) たばこ対策 952 千円

たばこと健康を考える啓発事業を実施し、受動喫煙防止対策やたばこの害などに関する啓発を行う。また、呼吸器教室を実施し、COPD(慢性閉塞性肺疾患)に関する周知、啓発を行う。

- (7) (拡充) はままつ食育発信店事業 1,094 千円
- (8) 健康はままつ21推進会議 157千円

健康はままつ 21 に参画する各種団体の取り組み状況・進捗状況の報告や、関係団体と連携した市民の健康づくりの推進を図る。

(9)(新規)健康増進団体応援事業 5,000千円

4 事業費 56,635 千円

(財源:国 7,015千円、基金繰入金 1,000千円)

- ・委託料 26,780 千円(スマホ de 健康チェック検査業務、案内封入業務、サイト構築、 ノルディックウォーク健康増進事業、受診券作成業務)
- ・役務費 20,739 千円 (通知郵送料、折込み手数料)
- ・需用費 8,009 千円 (健康診査のお知らせ、ちらし、リーフレット等)
- ・その他 1,107千円(保育士賃金、健康運動指導士講師謝礼、会場使用料等)

食育推進計画関連事業

健康福祉部健康増進課(電話:453-6130)

1 目的

第3次浜松市食育推進計画に基づき、市民が食を大切にし、生涯にわたり健康的な食生活が 実践できるよう、望ましい食習慣の定着に向けて、食育を推進する関係団体等との連携により 食育を推進する。

2 背景

第2次計画の最終評価における、特に若い世代における食事バランスの偏りや野菜摂取等の 課題を踏まえ、第3次計画での食育推進の方向性に基づき実施する。

第3次浜松市食育推進計画の方向性(期間:平成30~34年度)

- (1) 望ましい食習慣の定着と生活習慣病の予防に向けた啓発強化
 - ・ 生活習慣病の発症予防と重症化予防
 - ・ 若い世代を中心とした食育の推進
- (2) 健康的な食事を選択できる環境の整備
 - ・ 企業、団体と連携した食育の推進(野菜摂取、減塩)
- (3) 豊かな食と食の大切さの推進
 - ・ 地産地消の推進

3 事業内容

・(新規) 子育て世代への食育啓発事業 519 千円

望ましい食習慣の定着に向けて、離乳食教室の参加者や幼稚園・保育園の保護者等に対し、 生活習慣振り返りシートを活用した生活習慣のチェックや、朝食摂取、野菜摂取等について の啓発を実施する。

・(拡充) はままつ食育発信店事業 1,094千円

市民の健康意識の向上と糖尿病等の生活習慣病予防を図るため、月間等期間を決めた啓発に加え、通年の取り組みとして、食べる順番の工夫(野菜から食べる:ベジファースト)などの啓発や、バランスのとれた「健康応援弁当」の取り組みなど、店舗と連携し食の環境づくりを進める。

・(新規) 食育推進連絡会の開催 127 千円

食育推進計画の進捗管理及び食育の推進のため、有識者及び関係団体と連携し、市民の食育の推進を図る。

4 事業費 1,740 千円 (財源:国 610 千円)

※地域食育活動支援事業 2,313 千円及び健康づくり推進事業 24,999 千円の一部

- ・需用費 1,576 千円(啓発物品、リーフレット など)
- ・報償費 120千円(委員謝礼 など)
- ・その他 44 千円 (郵便料、会場使用料)

〈新規〉健康増進団体応援事業

健康福祉部健康増進課(電話:453-6130)

1 目的

市民の主体的な健康増進活動の普及を図るため、地域で積極的に健康増進活動を行っている市民団体を認証することで健康増進活動を推進するとともに、市民に効果的に情報発信することにより、健康の保持・増進活動に取り組みやすい環境を整え、健康寿命の延伸につなげる。

2 背景

- ・健康づくりのためには、個人の意識、生活習慣行動の変容だけでなく、誰もが健康づくりに取り組みやすい環境づくりをすすめていくことが必要である。
- ・市内の様々な場所で保持・増進活動に取り組んでいる市民団体を認証し、健康づくり活動を広 く市民に発信することにより、多種多様な健康増進活動や継続した活動の推進につなげる。

3 事業内容

主体的な健康づくりに積極的に取り組んでいる市民団体を認証するとともに広く市民に情報 発信する。

(1) 健康増進団体の認証

中高年者の健康保持・増進を目的とし、運動や食育に関する活動をしている市民団体等を健 康増進団体として認証し、認証グッズを配布

(競技性のあるスポーツ活動や、文化活動である音楽、演劇等は除く)

- (2) 健康づくり情報の発信(健康応援サイトの開設)
 - ・健康増進団体の活動情報の発信 健康はままつ21 推進協力団体及び市が認証した健康増進団体の取り組みを情報発信
 - ・健康づくり情報の発信

各部署で取り組んでいる健康増進施策の一元化

例:食育、ロコモーショントレーニング、1・1・1運動の健康情報等

4 事業費 5,000 千円

※健康づくり推進事業 24,999 千円の一部

- ・委託料 4,900 千円 (サイト構築、運用保守)
- ・需用費 100 千円 (認証グッズ購入等)

〈新規〉ノルディック・ウォーク健康増進事業

健康福祉部健康増進課(電話:453-6130)

1 目的

健康寿命の延伸のため、全身の運動効果の高いノルディック・ウォークの普及を担う人材を育成し、地域における健康増進の普及促進を図る。

2 背景

- ・ノルディック・ウォークはポールを後ろへ押し出すように歩くことで身体の90%を活用する全身運動となり、通常のウォーキングに比べてエネルギー消費量が約20%増加すると言われている。また、四点歩行により腰、膝、関節等の負担が軽減され、高齢者も安全に実施できる。
- ・ノルディック・ウォークを始めるにあたっては、ポールの使い方やウォーキングフォーム等、 指導員による講座等の参加が推奨されている。

3 事業内容

(1)普及講座

広く市民にノルディック・ウォークを体験する機会を提供するため、市民に対しノルディック・ウォーク連盟認定指導員による講義及び実技指導講座を開催する。

- ・10 か所 (定員 50 人 実 500 人)
- (2) ノルディック・ウォーク普及リーダー育成講座

地域の中でノルディック・ウォークを広く普及させるため、普及講座参加者を中心にノルディック・ウォーク連盟認定指導員による講義及び実技指導を開催し、普及リーダーを育成する。

- ・10 か所 (定員 20 人 実 200 人) 1コース 2回
- 4 事業費 7,380 千円 (財源:基金繰入金 1,000 千円)

※健康づくり推進事業 24,999 千円の一部

- ・委託料 7,000 千円 (ノルディック・ウォーク健康増進事業業務委託)
- ・需用費 350 千円 (資材購入費)
- ・報償費 30千円 (講師謝礼)